

投票所一覧

※★が各区域の投票所を示しています。

第1投票区（南黒田・北黒田）

★：黒田保育所



第2投票区（宗意原・新立）

★：松前小学校体育館



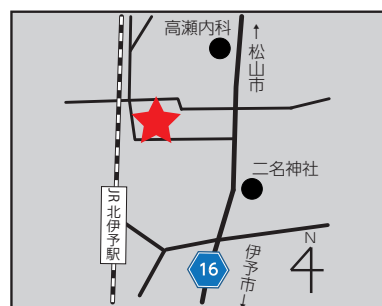
第3投票区（本村・筒井）

★：古城幼稚園



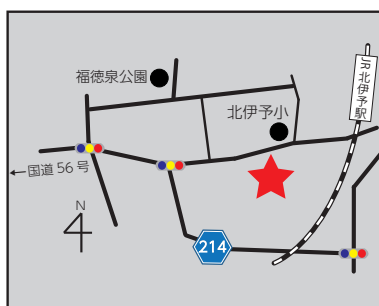
第4投票区（徳丸・中川原・出作）

★：出作集会所



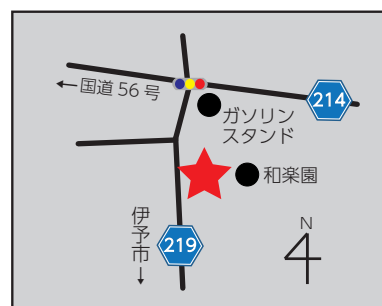
第5投票区（神崎・鶴吉）

★：東公民館



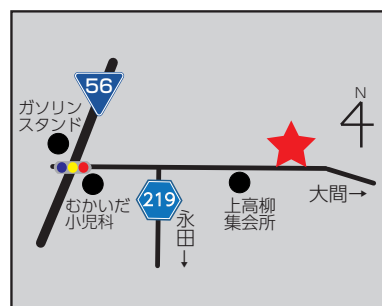
第6投票区（横田・大溝・永田・東古泉）

★：小富士保育所



第7投票区（大間・上高柳・恵久美）

★：白鶴保育所



第8投票区（昌農内・西高柳・西古泉）

★：北公民館



第9投票区（北川原・塩屋）

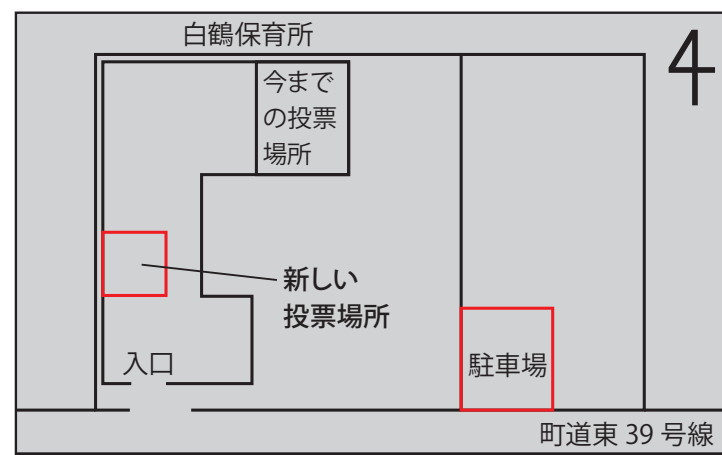
★：北川原集会所



第7投票区の皆さんへ

投票所の白鶴保育所は、現在、保育を継続しながら園舎の建て替え工事を行っています。これに伴い、前回の選挙とは投票を行う部屋や駐車場が異なりますのでご注意ください。

当日は混雑が予想されますので、係員の誘導に従い、円滑な投票所運営にご協力をお願いします。



11月20日(日) 7時～20時 愛媛県知事選挙

問 松前町選挙管理委員会

☎ 985-4132 FAX 985-4148

投票できる人

平成16年11月21日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

①令和4年8月2日までに松前町に転入届を出した（住民登録がある）人で、引き続き松前町に住んでいる人

②松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和4年8月3日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後も引き続き県内に住んでいる人

※ ②の場合、住民票担当課が発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の確認」を受ける必要があります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 他市町の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町での投票となります。

期日前投票

仕事、病気やレジャーなどで投票日に投票できない人は、「期日前投票」ができます。感染症対策で、当日の密集を避けることも、期日前投票を行う理由として認められています。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

▶ 日程 11月4日(金)～19日(土)
8時30分～20時

▶ 場所 役場2階大会議室



使用できる筆記用具

感染症対策のため、使い捨て鉛筆を用意しています。使いにくい場合は通常の鉛筆をお渡ししますので、係員にお申し出ください。

筆記用具の持ち込みも可能ですが、投票用紙がプラスチック製のため、ボールペンなどで記入すると投票箱の中でくっつくおそれがあります。筆記用具を持ち込む場合も、なるべく鉛筆の使用にご協力をお願いします。



投票所入場券

投票所入場券は、11月4日（告示日の翌日）から選挙人に郵送を開始する予定です。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所で申し出てください。

不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法・期限などは早めにお問い合わせください。

①仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合

→ 滞在地の選挙管理委員会

②県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合

→ 入院・入所中の施設（施設長に申し出てください）

代理投票・点字投票

字を書くのが不自由な人や目の不自由な人のために、代理投票や点字投票という制度があります。

代理投票では、投票所の職員が補助者となり、代理であなたの意思を代筆します。もちろん秘密は守られます。

点字投票では、点字器を使った投票をすることができます。希望する人は、投票所の職員に申し出てください。

選挙公報

候補者の考え方が分かるよう、選挙公報を新聞折り込みでお届けします。東、西、北公民館にも備えるほか、県選挙管理委員会のホームページにも掲載予定です。